

会計年度任用職員（理学療法士 または 作業療法士）を 募集します

【健康推進部 介護長寿課】

職種	理学療法士 または 作業療法士 1名	
業務内容	高齢者の介護予防事業に関する業務（受付業務、介護予防の普及啓発、介護予防教室の企画・運営、各種事務等）、リハビリテーション専門職としての訪問事業、係内の庶務業務補助	
応募資格	理学療法士・作業療法士のいずれかの資格を有していること。 普通自動車免許。 PC 基本操作ができること（Excel・Word 等）	
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 1 会計年度以内（1 ヶ月間は、条件付採用期間となります。）	
勤務日	週 5 日（月曜日から金曜日）	
勤務時間	週 30 時間	
勤務場所	宜野湾市役所（介護長寿課）	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大年 10 日）、子の看護休暇（最大年 5 日）、夏季休暇（最大 3 日）、産前・産後休暇、配偶者出産休暇 等
	無給休暇	介護休暇 等
報酬額(時給額)	理学療法士 および 作業療法士 1,781 円～1,811 円	
報酬支給日	月末締め、翌月 15 日支払い ※期末勤勉手当については、6 月 10 日及び 12 月 10 日支払い	
諸手当	期末手当	年 4.65 月分（6 月と 12 月に支給） ※任用期間等により対象とならない場合や、支給率が上記と異なる場合があります。
	勤勉手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び市町村共済組合保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・雇用期間が 2 カ月以上見込まれること ・学生でないこと ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの	

労災保険	あり
備考	本事業予算は3月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承ください。
問合せ先	098-893-4411（内線4131・4132） 担当：下地・西